

法令の定め	登録基準
<p>(販売業の登録の種類) 毒物又は劇物の販売業の登録を分けて、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 一般販売業の登録</li> <li>2 農業用品目販売業の登録</li> <li>3 特定品目販売業の登録</li> </ol> <p>(法第4条の2)</p> <p>(販売品目の制限)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 農業用品目販売業の登録を受けた者は、農業上必要な毒物又は劇物であって厚生労働省令で定めるもの以外の毒物又は劇物を販売し、授与し、販売若しくは授与の目的で貯蔵し、運搬し若しくは陳列してはならない。</li> <li>2 特定品目販売業の登録を受けた者は、厚生労働省令で定める毒物又は劇物以外の毒物又は劇物を販売し、授与し、販売若しくは授与の目的で貯蔵し、運搬し若しくは陳列してはならない。</li> </ol> <p>(法第4条の3)</p> <p>(登録基準)</p> <p>毒物劇物販売業の登録を受けようとする者の設備が、厚生労働省令で定める基準に適合しないと認めるとき、又はその者が第19条第2項若しくは第4項の規定により登録を取り消され、取消の日から起算して2年を経過していないものであるときは、第4条の登録をしてはならない。</p> <p>(法第5条)</p> <p><b>I 構造設備</b></p> <p>(1) (毒物又は劇物の取扱い)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 毒物劇物販売業者は、毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。</li> <li>2 毒物劇物販売業者は、毒物若しくは劇物又は毒物若しくは劇物を含有する物であって政令で定めるものがその店舗の外に飛散し、漏れ、流れ出若しくはしみ出、又は施設の地下にしみ込むことを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。</li> </ol> <p>(法第11条)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 店舗とは、事務室及び貯蔵設備（貯蔵タンクを含む）をいう。</li> <li>2 毒物又は劇物を直接取り扱わない販売業（以下「伝票販売」という。）にあっては、毒物又は劇物を貯蔵、陳列する場所は要しない。</li> </ol>

法令の定め	登録基準
<p>(2) 毒物又は劇物の貯蔵設備は、次に定めるところに適合するものであること。</p> <p>イ 毒物又は劇物とその他の物とを区分して貯蔵できるものであること。</p> <p>ロ 毒物又は劇物を貯蔵するタンク、ドラムかん、その他の容器は毒物又は劇物が飛散し、漏れ、又はしみ出るおそれのないものであること。</p> <p>ハ 貯水池その他容器を用いないで毒物又は劇物を貯蔵する設備は、毒物又は劇物が飛散し、地下にしみ込み、又は流れ出るおそれがないものであること。</p> <p>ニ 毒物又は劇物を貯蔵する場所にかぎをかける設備があること。ただし、その場所が性質上かぎをかけることができないものであるときは、この限りでない。</p> <p>ホ 毒物又は劇物を貯蔵する場所が性質上かぎをかけることができないものであるときは、その周囲に、堅固なさくが設けてあること。</p> <p>(3) 毒物又は劇物を陳列する場所にかぎをかける設備があること。</p> <p>(4) 毒物又は劇物の運搬用具は、毒物又は劇物が飛散し、漏れ、又はしみ出るおそれがないものであること。</p> <p>(規則4条の4第2項)</p> <p>毒物劇物販売業者は、毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならない。</p> <p>(法第12条第3項)</p>	<p>(2)ーイ 薬局等が兼営事業として毒物劇物販売業を取得している場合、毒物劇物貯蔵設備は次のとおりとする。</p> <p>ア 薬局：調剤室以外の店舗内に設置すること。</p> <p>イ 医薬品販売業：店舗内（許可区域内）に設置すること。</p> <p>1 固体以外のものを貯蔵する屋外タンク貯蔵所の基準 (昭52.10.20 薬発第1175号) (昭60.4.5 薬発第377号) 改正</p> <p>2 固体以外のものを貯蔵する屋内タンク貯蔵所等の基準 (昭56.5.20 薬発第480号) (昭60.4.5 薬発第377号) 改正</p>

法令の定め	登録基準
<p><b>Ⅱ 人的要件</b>  (毒物劇物取扱責任者)  毒物劇物営業者は、毒物又は劇物を直接に取り扱う店舗ごとに、専任の毒物劇物取扱責任者を置き、毒物又は劇物による保健衛生上の危害の防止に当たらせなければならない。  (法第7条第1項)</p> <p>毒物劇物営業者が毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業のうち2以上を併せ営む場合において、その製造所、営業所又は店舗が互いに隣接しているとき、又は同一店舗において毒物又は劇物の販売業を2以上併せて営む場合には、毒物劇物取扱責任者は、前項の規定にかかわらず、これらの施設を通じて1人で足りる。  (法第7条第2項)</p> <p>次の各号に掲げる者でなければ、前条の毒物劇物取扱責任者となることができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 薬剤師</li> <li>2 厚生労働省令で定める学校で、応用化学に関する学課を修了した者</li> <li>3 都道府県知事が行う毒物劇物取扱者試験に合格した者</li> </ol> (法第8条第1項) <p>次に掲げる者は、前条の毒物劇物取扱責任者となることができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 18歳未満の者</li> <li>2 心身の障害により毒物劇物取扱責任者の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの</li> <li>3 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者</li> <li>4 毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者</li> </ol> (法第8条第2項)	<p>1 伝票販売にあつては、毒物劇物責任者の設置を不要とする。</p> <p>毒物劇物取扱責任者の資格について  (昭46.3.8付け薬発第216号)  (平13.2.7付け医薬化発第5号)  (平14.1.11付け医薬化発第0111001号)</p> <p>1～3の項目については規則第5条第2項第2号に定める医師の診断書をもって確認すること。</p> <p>4の項目については規則第5条第2項第3号に定める書類(=取扱責任者の誓約書)をもって確認すること。</p>

法令の定め	登録基準
<p>規則第4条の7の規定は、法第8条第2項第2号の厚生労働省令で定める者について準用する。この場合において、「特定毒物研究者」とあるのは、「毒物劇物取扱責任者」と読み替えるものとする。  (規則第6条の2)</p> <p>法第6条の2第3項第1号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により特定毒物研究者の業務を適正に行うに当たって必要な認知判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。  (規則第4条の7)</p> <p>毒物劇物営業者は、毒物劇物取扱責任者として厚生労働省令で定める者を置くときは、当該毒物劇物取扱責任者がその製造所、営業所又は店舗において毒物又は劇物による保健衛生上の危害を確実に防止するために必要な設備の設置、補助者の配置その他の措置を講じなければならない。  (令36条の5第2項)</p> <p>農業用品目毒物劇物取扱者試験又は特定品目毒物劇物取扱者試験に合格した者は、それぞれ第4条の3第1項の厚生労働省令で定める毒物若しくは劇物のみを取り扱う輸入業の営業所若しくは農業用品目販売業の店舗又は同条第2項の厚生労働省令で定める毒物若しくは劇物のみを取り扱う輸入業の営業所若しくは特定品目販売業の店舗においてのみ、毒物劇物取扱責任者となることができる。  (法第8条第4項)</p> <p>(登録の更新申請)  販売業の登録は、6年ごとに更新を受けなければ、その効力を失う。  (法第4条第4項)</p>	<p>法第5条による登録要件が確保されていること。</p>